

市民後見啓発講演会

テーマ

成年後見制度の概要と新たな担い手として注目される市民後見人について

令和 7 年 1 月 31 日 (金)

午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分 (午後 1 時開場)

坂戸市ワークプラザ3階 会議室にて

(坂戸市石井2327番地5) 定員：80名 (先着順)

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方の権利を守る援助者等を選ぶことで本人を法律的に支援する制度です。

近年、その成年後見制度の担い手となる市民後見人の養成が必要とされています。

成年後見制度や市民後見人が日々の暮らしの中で活用できることを知っていただき、誰もが安心して暮らせる地域づくりとなるよう講演会を開催します。

講師

宮寺社会福祉士事務所

社会福祉士 宮寺 紀行氏



申込み：坂戸市社会福祉協議会まで ☎283-1597

申込締切は令和7年1月17日(金)まで

